

審 第2459号 - 1
答 申 第 653 号
令 和8年7月30日

千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年1月13日付け教職第923号－1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1177号

令和4年12月1日付けで審査請求人から提起された、令和4年10月18日付け教職第642号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、令和4年10月18日付け教職第642号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」の欄に記載した各情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年10月3日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2022年8月1日から2022年9月30日までに、千葉県教育委員会（教育庁）が県立高等学校から収受した事故報告書。ただし、教育総務課人事給与室（交通事故に係るものを除く）、教職員課管理室（交通事故に係るものを除く）及び児童生徒安全課安全班（交通事故に係るものを除く）が担当するものに限る。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、事故報告書（令和4年●月●●日付け、●●第●●●●号（本件決定の別紙1の1の文書）、以下「対象文書1」という。）、事故報告書（令和4年●月●●日付け、●●第●●●●号（本件決定の別紙1の2の文書）、以下「対象文書2」という。）、事故報告書（令和4年●月●●日付け、●●●●第●●●●号（本件決定の別紙1の3の文書）、以下「対象文書3」という。）及び事故報告書（令和4年●月●●日付け、●●第●●●●号（本件決定の別紙1の4の文書）、以下「対象文書4」といい、対象文書1ないし4を合わせて「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年12月1日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

千葉県教育委員会教育長が、教職第642号（令和4年10月18日付け）で行った行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）はじめに

本件処分においては、4件の事故報告書が部分開示されている。そのいずれの文書についても、「実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」（平成4年12月10日最高裁判所第一小法廷判決）という観点から見て、理由付記に瑕疵がある。例えば、「事故の種別」欄に「職員の不適切な行為」と記載された事故報告書においては、「当事者」が「生徒引率業務を行った際」の事故であるから、当然、条例8条2号ハに該当するものと考えられるが、なぜ、墨塗りにになっているのか了知し得ない。「相手側」等がないということとあいまって、少なくとも他の3件と異なる理由であるはずである。

そもそも学校名を不開示とするのは、被害者に配慮してのことではなかったのか。そのことも、理由付記からは見て取れない。

いずれにせよ、職務遂行上行った「不祥事」を隠蔽しては、「不正経理」のような事件を防ぐことはできないし、「県民の県政に対する理解と信頼を深め」ることなどできないのである。

また、本件開示請求の内容から、少なくとも、受付印の年月日は墨塗りにすべきでない。

さらに、本件処分もそうであるが、各地の裁判所判決、情報公開審査会答申、情報公開研究協議会の内容等を見るにつけ、実施機関の処分には「墨塗り」部分が著しく多いと感じる。第1審判決を変更した高松高等裁判所の判決にしても、学校名の開示は認めないこととしたものの、「当事者」の勤務年数や担当教科等は開示すべきとしている。

これらの理由から、本件処分に係る4件の事故報告書すべてについて、「墨塗り」

部分のうちの大部分の開示を求めるものであるが、本審査請求においては、「事故の種別」欄に「職員の〇〇県青少年健全育成条例違反容疑による逮捕」と記載された事故報告書について、詳細な理由を述べることとする。

(2) 対象文書1の記載事項と新聞報道

2022年〇〇月〇〇日朝刊に「県立高教員相次ぎ逮捕」との記事が載った。「〇〇県警は、〇〇〇〇高等学校教員の〇〇〇〇（以下「A」という。）容疑者（〇〇）を〇〇県青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕した。容疑を認めているという。逮捕容疑は、2021年〇〇月〇〇日午後3時半ごろ、〇〇〇〇市のショッピングセンター駐車場の車内で男子高校生の下半身を触るなどしたとしている。」（2022年〇〇月〇〇日付け毎日新聞朝刊千葉版）。

一方、審査請求人は、2022年10月3日付けで、本件請求を行った。

すなわち、本件請求を行った時点で、本件文書に記載された事項の多くが新聞報道されていたことになる。

そこで、教育庁教育総務課文書・情報室の担当者に、開示の程度と新聞報道との関係を探ねると「開示は、あくまでも、教育委員会の判断です。」と回答した。しかし、従前より新聞報道と開示の程度とはイコールに近いものがあり、実際、学校職員の「異動内示書」については、新聞報道が「墨塗り」するかしないかの基準になっていた。

(3) 教育委員会会議

2022年11月16日に開催された教育委員会会議において、3名の教員が免職処分となった。その3名は「男性教諭（〇〇歳）」、「教諭 A（〇〇歳）」「男性教諭（〇〇歳）」である。新聞報道によると、「県教委は、A教諭以外の実名公表を控えた理由について「被害者保護のため」としている。」（2022年11月17日付け毎日新聞朝刊千葉版）とのことである。

しかし、「被害者保護のため」ならば、A教諭の事件にも被害者がいるのであって、本件処分同様公表すべきではない。それではなぜ、A教諭は実名公表されたのか。

明らかに、先行して新聞が実名報道したことにより、実施機関はA教諭だけ実名公表したのである。つまり、先行して新聞報道された内容は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」だったのである。

すなわち、対象文書1に記載された事項のうち、新聞報道された部分については、条例8条2号イに該当し、開示すべきであった。

よって、本件処分は、取り消しを免れない。

3 反論書

(1) はじめに

弁明書「1 弁明の趣旨について」本文4行目「そのような処分は存在しないため直ちに却下されるべきである。」は、誤りである。

行政不服審査法23条は「審査請求書が19条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。」と定めている。

また、同法24条は、審理手続きを経ないで却下する要件として「審査請求人が～不備を補正しないとき」及び「審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなとき」を掲げている。

本件審査請求書に即して言えば、同法19条2項2「審査請求に係る処分の内容」に不備があり、かつ、その不備の程度が（弁明書が作成・送付されていることから明らかなように）「不適法であって補正することができない」ものではないことから、教育長は「補正すべきことを命じなければなら」なかった。

よって、教育長は「直ちに却下」することはできないばかりか、「補正に応じた場合であったとしても」などと仮定の話を言う前に、直ちに、審査請求人に対し補正を命じなければならなかったのである。

しかしながら、総務部審査情報課「総合窓口」において情報提供を受けた「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）【第4版】」によると、「誤字、脱字、審査請求書上の審査請求の年月日と実際に審査請求書を提出（発送）した日付の若干の差異等、明白かつ審査請求自体に影響を及ぼさないと認められる軽微な欠陥がある場合は、補正させる意義に乏しいことから、運用上の取扱いとしては、補正を命じないことも可能である。」（22頁）とされているので、審査請求人としては、審理の継続を容認し、本反論書を提出することとする。

(2) 弁明書に対する反論

ア 理由付記の瑕疵について

「千葉県情報公開条例解釈運用基準」は、不開示理由を決定通知書に記載するに当たって留意する事項を44頁に記載している。

本件処分における理由記載の程度（弁明書別紙2参照）は、この留意事項を満たしているといえるか。例えば「どの部分がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由」は、まったく明らかになっていない。

弁明書に付された別表で初めて「どの部分がどの不開示条項に該当するのか」が判明した程度であり、別表を見ても「具体的な不開示の理由」は、判然としない。

よって、本件処分は理由付記に瑕疵があると言わざるをえない。

イ 事故報告書に記載された個人情報について

本件文書には、いくつかの異なる属性を持った「個人に関する情報」が記されている。

例えば、校長名や当事者らの個人名や年齢、住所等は、当然「個人に関する情報」であるし、「事故の概要」や「事故の状況」に記載された内容は、誰が・いつ・何をしたかなどの情報が記されており、全体として「当事者」及び「相手側」（当該生徒）の「個人に関する情報」と言える。また、それ以外の記載事項についても、校長、関係職員、当事者、相手側らの「個人に関する情報」が記されている可能性がある。

そうすると、これらの情報が条例8条2号に該当するか否かは、「特定の個人を識別することができる」か否かで判断することになる。

例えば、個人名は「個人に関する情報」ではあるが、一般的には、ただそれだけでは「特定の個人を識別することはでき」ない。例えば、白紙に「鈴木一郎」とだけ書かれていても特定の個人を識別することはできない。もし、「イチロー」と書かれていれば特定の個人を識別することができるかもしれないが、通常は、住所とか、所属とかと一体となって特定の個人が識別できることになる。「教育長の冨塚昌子」とか「〇〇〇〇の〇〇〇〇」のように一体となって、「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別できる情報」となるのである。

ところが、校長名は、本件文書の性質上、仮に校長名だけが開示されていたとしても、比較的容易に入手できる他の情報と照合することによって、学校名が判明してしまい、「〇〇高等学校校長の〇〇」として、特定の個人を識別することができる。それゆえ、校長名は、条例8条2号本文に該当することとなるのだが、事故報告書は、校長の職務の遂行に係る情報であることから、同号ハに該当し、不開示情報の例外となる。すなわち、校長名は（学校名を含めて）開示されるべき情報となる。

一方、校長名とともに学校名が判明すると、当事者や相手側について、特定の個人を識別することができる可能性が出てくる。この「識別可能性」が本審査請求のひとつの争点である。

この「識別可能性」については、「体罰事故報告書」の開示に係る、2022年

7月21日付け最高裁判所第一小法廷決定により確定した、同年2月15日高松高等裁判所判決が参考になる。

同判決は、「体罰の経緯や態様といった情報は、取り扱いに配慮を要する上に、被害生徒に不名誉な事実を含む場合も多い」と指摘した上で、「学校名が開示された場合、関係者らが知り得る情報と照合することで被害生徒の識別が可能」などとして、学校名や加害教員の氏名を不開示とした。一方、加害教員の勤務年数や担当教科、被害生徒の部活動名からは被害生徒の特定が困難であるとして開示すべきだとの判断をした。

すなわち「識別可能性」の基準となるのは、あくまでも被害生徒であって、被害生徒が識別されない限りにおいては、学校名や加害教員の氏名は（職務の遂行に係る情報として）開示されるべきなのである。

ウ 職員の〇〇県青少年健全育成条例違反容疑による逮捕

当該事故は、職務遂行上の非違行為ではなく、「私的な」事故であることから、当事者の氏名等の不開示は相当と考えられる。一方、学校名及び校長名を開示しても、(特定人であっても)当事者を識別することはできないと考えられることから、学校番号、文書番号、施行年月日、発生日時、発生場所、受付印の月日は開示すべきである。また、当該文書においては、相手側の氏名及び住所は不明となっていることから、相手側の欄も開示すべきである。因みに、どのような情報と照合すれば住所も氏名も分からない人物を識別できるのか、全く理解できない。

その他の記載については、墨塗りの部分に何が書かれているのか不明のため、具体的な主張はできないが、当事者の特定につながる情報以外は開示すべきであろう。

一方、当該事故については、新聞報道がなされている。新聞報道と条例8条2号イとの関係については、次のような議論があり、本件審査請求の争点でもある。

第39回都道府県情報公開研究会議（平成30年11月6日、山形県庁）において、千葉県は「「公知の情報」の考え方について」との議題の中で、「貴府（京都府）と同様の理由」で、インターネット上や報道等で公になっている情報を、「公知の情報」とは考えないとしている。その京都府の理由は「情報の出所が当該情報主体であると確認できるときは公知の情報と考えられるが、報道機関等が関係者から独自に入手したと考えられるような出所が明確でない情報は、公知の情報と考えていない。」というものである。

本件審査請求書に添付した新聞報道について、弁明書は「確実な資料根拠に

基ついて報道発表しているか否かについては不知である。」としているが、この主張は虚偽であろう。なぜなら「県立高教員相次ぎ逮捕」などという、センセーショナルな報道に対し、その報道の根拠を確認することなく看過することは「県立高教員」の任命権者としてあり得ない。教育長として、即刻、〇〇県警や千葉中央署に問合せをしたはずである。しかも、後日行った当該職員に対する処分では実名発表しており、教育長は、上新聞報道について「情報の出所が当該情報主体であると確認」していたはずである。

したがって、上文書については、本項前半の主張と併せて、氏名、年齢及び住所の一部等報道内容に基づき開示されるべきである。

エ 職員の不適切な行為

この文書については、論をまたない。職務の遂行に係る情報であり、また、保護すべき被害者もいないため、当事者の年齢及び住所以外はすべて開示すべきである。

オ 職員の暴行容疑による逮捕

当該事故は、職務遂行上の非違行為ではなく、「私的な」事故であることから、当事者の氏名等の不開示は相当と考えられる。一方、学校名及び校長名を開示しても（特定人であっても）当事者を識別することはできないと考えられることから、学校番号、文書番号、施行年月日、発生日時、発生場所、受付印の月日は開示すべきである。また、当該文書においては、相手側の氏名及び住所は不明となっていることから、相手側の欄も開示すべきである。因みに、どのような情報と照合すれば住所も氏名も分からない人物を識別できるのか、全く理解できない。

その他の記載については、墨塗りの部分に何が書かれているのか不明のため、具体的な主張はできないが、当事者の特定につながる情報以外は開示すべきであろう。

カ 職員の自校生徒へのセクハラ行為及び私的なやりとり

当該事故は、加害教員と被害生徒が同一校に在籍することから、「体罰事故報告書」に係る上掲判決が参考になる。当該文書に適用すると、当事者の担当教科、担当部活動及び当該生徒の科を開示することになるが、教科や部活動、科が限られた高等学校のみにある場合など、学校名の特定、ひいては被害生徒の特定につながる場合も考えられるので、具体的な主張はできない。また「私的なやりとり」とあることから、当該文書中に加害教員の職務の遂行に係る情報があるか否かも不明であり、これについても具体的な主張はできない。

いずれにせよ、セクハラという被害生徒にとってはセンシティブな情報であることから、開示・不開示の判断には慎重さが必要となるが、理由記載の程度や弁明書の杜撰な主張を見る限りにおいて、教育長に合理的な判断ができるのか不安ではある。

(3) おわりに

弁明書には「被害者保護」の観点が欠けている。むしろ、加害教員の非違行為を「人事管理情報」と強弁することによって、擁護する姿勢に終始している。弁明書の論によれば、事故報告書の、事故に係る管理職や関係職員の対応であったり、校長の意見であったり、参考事項などについても、それぞれの職員の評価につながる情報として、不開示とすることも可能になってしまう。職務の遂行に係る情報は、「具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし」（総務省行政管理局編「詳細情報公開法」52頁）ているのであって、職務の遂行に係る事実行為はすべてこれに該当するのである。

最後に、「公務員の職務の遂行に係る情報」に関連して、三重県情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第16号）の一部を注釈なしに引用する。教育長においては「事案を異にする」とか「本件と無関係である」とか言わずに、熟読されることをお勧めする。

本号は「公務員の職務に関する情報」を個人情報から除外し、原則開示することとしている。これは、公務員の職務に関する情報は、そもそも公務員の職務の性格上公益性が強いことから「個人に関する情報」には含まないこととし、当該情報を原則開示とすることとしたものである。

ただし、公務員の職務に関する情報であっても、例外的に「公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」については非開示となる。これは、公務員の職務に関する情報であっても、同時に公務員の私事に関する情報の側面もあり、同側面の方が明らかに大きいような場合（特定公務員の「給与額」、「勤務成績」、「処分歴」等）がこれに該当すると解される。

この点において、条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としているものであり、県の諸活動を県民に説明する責務は、単に適切に行われた公務員の職務の遂行に関する情報についてのみ向けられているのではなく、非違行為など違法・不当と評価され得るような公務員の職務の遂行に関する情報についても向けられていると解すべきであり、「公務員等の職務に関する情報のうち

公にすることにより、当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」として非開示とできる情報は、極めて限られたものであると解するべきである。

また、実施機関は、地方公務員法上の懲戒処分は、公務員関係における秩序維持のために、職員の義務違反に対して任命権者が職員に科する制裁であるのに対し、地方公務員法上の懲戒処分でない訓告等は、服務監督権者が職員の職務遂行に注意を喚起し、その改善向上に資するために行われる措置であり、制裁を目的としているものではないにもかかわらず、本件非開示部分(a)を公開することにより当該教員の道義的責任が追及され、本来訓告等が予期していない「制裁」を加えられることが危惧されるとも主張する。

しかしながら、公務員等の職務遂行の過程で違法・不当と評価され得るような行為が行われた場合、県民が道義的責任を追及することは当然であり、実施機関にはそのような県民からの追求に対して説明責任を果たす義務があること、あくまでも教員の職務の遂行に関する情報が明らかになるだけであり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる情報とは認められないことから、実施機関の主張する理由をもって本号に該当するとは判断できない。

第4 実施機関の弁明の要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人は、条例12条2項の規定による「千葉県教育委員会が教職第642号で行った行政文書不開示決定」に対する審査請求をしているが、そのような処分は存在しないため直ちに却下されるべきである。

なお、仮に審査請求人が主張する処分が、条例12条1項の規定による「千葉県教育委員会が教職第642号で行った行政文書部分開示決定」を指すものであり、当該処分に対する審査請求書への補正に応じた場合であったとしても、以下のとおり、行政文書部分開示決定に対する審査請求については、理由がなく棄却されるべきである。

2 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

対象文書1から4までにおいて、本件部分開示決定における不開示部分は、条例8条2号に該当することから、当該部分をそれぞれ不開示とした。

(2) 不開示の理由について

ア 条例8条2号本文について

条例8条2号本文は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、

生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（以下「特定個人識別情報」という。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの（以下「権利利益侵害情報」という。）を原則として不開示とする。

同号前段でいう「他の情報」には、情報の性質等に応じて、特定人が入手できる情報を含むというべきである。事故報告書に掲載された本件情報の性質上、ひとたび公開されるとプライバシーの侵害の程度が相当程度大きくなるものであることから、「他の情報」は、特定人が入手できる情報を含むものと解すべきである。

本件における不開示部分は全て特定個人識別情報に該当することを理由とするものであるが、「氏名」「住所」については、直ちに特定の個人を識別できるものであり、また、これら以外については、特定人が入手できる情報も含めて「他の情報と照合することにより」特定の個人を識別できるものであることから不開示としたものである。

なお、仮に、特定個人識別情報には該当しない場合であっても、権利利益侵害情報に該当することはありうる。

イ 条例８条２号イ該当性について

地方公務員法に基づく懲戒処分については原則として公表されており、その方法は、職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成１５年５月２１日制定）に基づき県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行われている。このように県として公表した情報となって、初めて同号イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ」た情報となる。

対象文書１、３及び４に係る事業について、懲戒処分の時点でこれらの方法により被処分者の所属、処分の内容等が公表されているが、本件不開示部分については公表されていない。本件開示請求は、令和４年１０月３日付けで行われているが、実施機関による県ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供は、同１１月１６日に開催された千葉県教育委員会会議以降のことであり、それ以前には公表されていない。対象文書２に係る事案については、公表されていない。

したがって、本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、条例８条２号イに該当しない。

ウ 条例８条２号ハ該当性について

条例８条２号ハの対象となる情報は、公務員の具体的な職務との直接の関連を

有する情報を対象とし、本件不開示部分における事故職員の氏名、年齢等の情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報であって、職務遂行情報にあたらない。

また、職務に関連する公務員情報であったとしても、同時に人事管理上保有すべき情報である場合は、職務遂行情報として開示すべき情報には当たらない。

本件部分開示決定において不開示とした事故職員の氏名、年齢等の情報は、仮に職務に関連する公務員情報であったとしても、人事管理上保有すべき情報でもあることから同号ハに該当しない。

3 弁明の理由について

(1) 「(1) はじめに」とする部分について

平成4年12月10日最高裁判決を引用した上で、その「観点からみて、理由付記に瑕疵がある」との結論を述べているが、当該判例は、不開示の理由として単に都の条例における不開示の根拠規定を示した事案において、理由付記に瑕疵があると判断されたものである。一方、本件部分開示決定においては、不開示の根拠規定とともに不開示事由のどれに該当するかを示していることから事案を異にするものであって、本件審査請求には何ら理由がない。

審査請求人は、対象文書2の事故報告書においては、「当事者」が「生徒引率業務を行った際」の事故であるから、条例8条2号ハに該当するものである旨主張するが、対象文書2のうち不開示とした部分は、一面において職務遂行情報の性質を有する公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、公開の対象とはならない。ここでいう「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力、評価等の管理に関することをいう。

これらは、事故を起こした職員の身分や能力、評価等の管理に関する情報の性質も併せて有しているため、職員の人事管理上保有する情報であって条例8条2号ハには該当しないものである。

また、審査請求人は「相手側等がないということとあいまって」等と主張しているが、そもそも「相手側等がない」という意味が不明であって、同職員以外の家族状況に関する情報、続柄に関する情報は、個人情報であることはいうまでもなく、かつ家族状況等の情報が職務遂行情報には該当しないことは上記で述べたとおりである。不祥事を隠蔽しているとの主張も、独自の見解を述べるにすぎないものであって認められない。

受付印の月日は、事故報告書の月日や事故が発生した月日を推知させる情報であり、関係者にとっては、事故を想起させ、加害者や被害者等が誰であるかを特定し得る情報であるため不開示とするものである。

さらに、審査請求人のいう高松高等裁判所の判決がそもそも何を指しているのかが不明であるが、事案を異にするものであって、本件審査請求の理由となるものではない。

(2)「本本文書の記載事項と新聞報道」と記載する部分について

2022年〇〇月〇〇日朝刊に「県立高等教員相次ぎ逮捕」との記事が載った旨の主張については、少なくとも確実な資料根拠に基づいて報道発表しているか否かについて不知である。

審査請求人は、本件開示請求を行った時点で、本件対象文書に記載された事項の多くが新聞報道されていたことになることを前提として「従前より新聞報道と開示の程度とはイコールに近いものがあり…新聞報道が墨塗りするか否かの基準となっていた」等と独自の主張を展開するが否認する。実施機関としては、懲戒処分について県教育委員会会議の決定があるまでは公にすることを決定したものとはいえ、これまで特定の新聞報道があったことをもって事実上の慣習として公にしたこと等はなく、「慣行として」公にすることを予定したことはない。

本件対象文書は、いずれも本件部分開示決定をした令和4年10月18日時点において、県教育委員会が公にする予定や、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものであったわけではない。

令和4年11月16日に県教育委員会会議で公にすることを決定したことをもって、県として報道発表をしたものであって、新聞報道がされた時点をもって実名公表すべきであった等と主張する審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は「実際、学校職員の「異動内示書」については、新聞報道が「墨塗り」するかしないかの基準になっていた。」旨も主張する。しかし、そもそも「異動内示書」は本件とは無関係である上、学校職員の「異動内示書」についても、県教育委員会の発表に基づき新聞報道が行われているものであるため、かかる審査請求人の主張にも何ら理由がない。

よって、いずれも審査請求人の主張には理由がなく、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

実施機関は弁明書において、審査請求人が本件審査請求書の「審査請求に係る処分」

欄に「行政文書不開示決定」と記載したことについて、そのような処分は存在しないため本件審査請求は直ちに却下されるべきと主張していることから、まず、この点について判断する。

本諮問には、「開示請求に対する決定通知書（写し）」として令和4年10月18日付け教職第642号の行政文書部分開示決定通知書の写しが添付されており、本件審査請求書の「審査請求に係る処分」欄には、実施機関が添付した部分開示決定と同一の日付及び文書番号が記載されている。これらの事情に照らせば、本諮問の審査対象となる処分は当該部分開示決定と認められ、本件審査請求書の「審査請求に係る処分」欄の「不開示」の記載は「部分開示」の誤記と解するのが合理的である。また、条例21条1項によれば、諮問は実施機関が審査請求を却下しない場合に行うものとされているところ、実施機関は現に本諮問を行っており、この点に照らしても、実施機関の主張は自己の行為と整合しないものである。

したがって、実施機関の上記主張は採用することができない。

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、本件決定の妥当性について以下のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、令和4年8月1日から同年9月30日までの間に実施機関が収受した4件の事故報告書であり、県立高等学校管理規則59条2項11号の規定により、職員に「事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき」に、校長がその事実を教育委員会に報告するものである（以下、報告の対象となった職員を「事故職員」という。）。

不開示とされた情報は別表の「不開示部分」欄のとおりである。

2 開示・不開示の判断基準について

（1）事故職員の個人情報に関する判断について

事故報告書中の事故職員に関する情報は、それが職務に関連するものである限り、一体として条例8条2号ハの公務員である事故職員の職務の遂行に係る情報といえ、職員に関する事故等の事実が発生したという情報自体は、原則としてここに含まれる。

もともと、本件対象文書の中には、勤務場所以外での事故職員の行為に関するものなど、明らかに職務遂行情報とは認められない事故に係るものもあるため、本件対象文書の情報は基本的に職務遂行性がある情報として取り扱うが、条例8条2号ハの該当性については、事故の内容も踏まえた上で対象文書ごとに判断を行う。

（2）事故職員の個人情報と事故の相手方等の個人情報との関係について

本件対象文書の中には、事故職員である公務員の個人情報と事故の相手方及びその保護者等（以下「事故の相手方等」という。）公務員以外の者の個人情報が一体不可分の形で記載されているものがある。この場合、ある情報が公務員にとっての個人情報であると同時に公務員以外の者にとっての個人情報でもある場合には、当該公務員にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性は別個に検討する必要がある、そのいずれかに該当すれば、当該情報は不開示と判断すべきである。

（３）事故の詳細な情報の判断について

本件対象文書は公立高等学校における事故報告書であるところ、事故の情報には、事故の相手方等にとって不名誉な事実を含む場合もある上、事故に係る詳細な記述は、それ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料される。

加えて、条例に基づく開示請求は何人においても行うことができ（条例５条）、事故の相手方等と特定の関係にある者が開示請求をする可能性が存することも併せ考慮すれば、これらの者が通う学校の教員、在校生やその保護者、近隣住民等（以下「関係者等」という。）がこれらの情報を知った場合には、事故の相手方等の周囲で話題となることが十分に予測され、これらの情報を公にすることにより、事故の相手方等の権利利益を害するおそれが十分にあるものと考えられる。

よって、本件対象文書に事故の経緯や事故の相手方等の言動の詳細が記述されている場合、基本的に当該情報は条例８条２号本文後段に該当する可能性があるものとして個別にその内容を検討する必要がある、その情報が事故の相手方等の権利利益を害するおそれがあると認められる場合には不開示と判断すべきである。

（４）条例８条２号の「他の情報」の判断について

条例８条２号の趣旨は、個人の尊厳を守る立場から個人のプライバシーを最大限保護しようというものである。同号は、個人のプライバシーの概念が未だ明確になっていない状況のもと、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが公にすることによりなお個人の権利利益を害する情報について同号イからニまでに定めるものに該当する場合を除き開示しないこととしている。その解釈運用に当たっては条例３条の「実施機関は、（中略）個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定に照らし、特に慎重な配慮が求められる。

このため、「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の全体をいうものと解釈される。

このことから、条例8条2号に定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の識別可能性の程度や「他の情報」の範囲については、通常は一般人を基準として容易に入手し得る情報をいうものとされているが、同号の趣旨を踏まえると、問題となっている個人情報の性質、内容等に応じたプライバシー保護の必要性に照らして、上記情報に限定すべきではない場合もあるものと考えられる。

すなわち、前記（3）で述べたとおり、事故の情報には事故の相手方等にとって不名誉な事実を含む場合も多くある上、事故の詳細な記述はそれ自体が事故の相手方等を好奇の目にさらす可能性を持つものであって、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報である場合が多いものと思料されることからすれば、本件対象文書のような事故報告書に記載された情報については、事故の相手方等のプライバシー保護の必要性が高い場合が多いものと認められる。

したがって、このようなプライバシー保護の必要性が高い情報にあつては、関係者等が知り得る情報についても「他の情報」に含まれる場合があるものと解すべきであつて、一般人を基準として容易に入手し得る情報に加え、関係者等が知り得る情報も照合した場合に、個人を識別できる相当程度の可能性があるか否かについて判断するのが相当であり、その判断の結果、その可能性があるとして認められる場合は、条例8条2号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断すべきである。

これに加えて、本件決定においては事故の状況や事故の処置などの情報の大半が開示されており、前記個人を識別できる相当程度の可能性については、これら既に開示された情報も前記「他の情報」に加えてその有無を判断する。

以上の判断基準に基づき、不開示とされた情報の条例8条2号該当性について、以下検討する。

3 対象文書1

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び「5 相手側（前半の不開示部分）」について

ア 当審査会が対象文書1を見分したところ、その内容は事故職員の勤務場所以外での行為に関するものであり、その行為の態様から公務員の職務遂行とは異なる事故に係るものであることが認められる。

このため、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び発生場所は、一連の情報として事故職員個人の私事に関する情報と認められ、事故職員という特定の個人を識別することができるものであり、条例8条2号本文前段に該当する。

イ 一方、当審査会が見分したところ、同文書の記載から事故の相手方等を識別することは難しいものと認められる。このため、学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日及び「5 相手側（前半の不開示部分）」は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められることから、条例8条2号には該当せず、開示すべきである。

- (2)「2 発生日時」、「5 相手側（後半の不開示部分）」、「6 事故の程度」、「7 事故の状況及び原因」及び「9 事故発生後の処置（2行目）」の不開示部分について
上記情報は事故の詳細及びその一部であり、これら一連の情報は事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより、事故の相手方等の個人を識別することはできないが、なお同個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

なお、「7 事故の状況及び原因」の11から17行目まで、20から22行目まで、26から29行目までの不開示部分については、いずれも事故職員の職務遂行情報と異なる私人としての出来事、あるいは私的な状況の記述であって、事故職員個人の私事に関する情報であり、条例8条2号本文前段にも該当する。

- (3)「9 事故発生後の処置（2行目の不開示部分を除く）」、「10 事故発生までの学校の指導」及び「13 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報については、前記（1）イに記載したのと同じ理由により、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、開示すべきである。

4 対象文書2

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日、発生日時、発生場所及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所について

当審査会が対象文書2を見分したところ、対象文書2記載の事故においては、公務員ではない特定の個人（以下「事故関係人」という。）が事故職員の非違行為に関係しているところ、上記情報のうち当事者の氏名を公にすることにより、「5 事故の程度」及び「6 事故の状況及び原因」の記述と一体となって、事故関係人を識別することができ、この事故関係人が事故職員の非違行為に関係したというプライバシー保護性の高い情報が明らかになるものと認められる。よって、上記情報のうち、当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、一連の情報として事故関係人という特定の個人を識別することができるものであり、条例8条2号本文前段に該当する。

学校名、発生日時、発生場所は、本件決定において既に「5 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故関係人を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号及び校長名は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例8条2号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、事故報告書が事故発生から期間を経て報告される場合もあることからすると、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故関係人を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、条例8条2号には該当せず、開示すべきである。

(2) 「5 事故の程度」及び「6 事故の状況及び原因」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故関係人にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより、事故関係人個人を識別することはできないが、なお、同個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

(3) 「8 事故発生時の処置」、「9 事故発生までの学校の指導」、「11 今後の対策（2行目）」及び「12 その他の参考事項」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「5 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の大半の情報が開示されていることなどから、これらの情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故関係人

を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。

よって、当該情報は条例８条２号本文前段に該当する。

(4)「１１ 今後の対策（４行目）」の不開示部分について

上記情報は、一般的な学校行事に関する情報であり、これを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故関係人を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、条例８条２号に該当せず、開示すべきである。

５ 対象文書３

(1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日、発生場所①、当事者の氏名・年齢・教科等・住所、「５ 相手側（各欄前半の不開示部分）」、「９ 事故発生後の処置（１４、１６及び１７行目の不開示部分）」及び「１３ その他の参考事項（５及び６行目の不開示部分）」について

ア 当審査会が対象文書３を見分したところ、その内容は事故職員の勤務場所以外での行為に関するものであり、その行為の態様から公務員の職務遂行とは異なる事故に係るものであることが認められる。

このため、当事者の氏名・年齢・教科等・住所、発生場所①、「９ 事故発生後の処置（１４、１６及び１７行目の不開示部分）」及び「１３ その他の参考事項（５及び６行目の不開示部分）」は、一連の情報として事故職員個人の私事に関する情報と認められ、事故職員という特定の個人を識別することができるものであり、条例８条２号本文前段に該当する。

イ 一方、当審査会が見分したところ、同文書の記載から事故の相手方等を識別することは難しいものと認められる。このため、学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日及び「５ 相手側（各欄前半の不開示部分）」は、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められることから、条例８条２号には該当せず、開示すべきである。

(2)「２ 発生日時」、「３ 発生場所②③」、「５ 相手側（各欄の後半の不開示部分）」、「６ 事故の程度」、「７ 事故の状況及び原因」、「９ 事故発生後の処置（２、８及び９行目）」及び「１３ その他の参考事項（９行目）」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細及びその一部であり、これら一連の情報は事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと

認められ、当該情報を公にすることにより、事故の相手方等の個人を識別することはできないが、なお同個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、当該情報は条例８条２号本文後段に該当する。

- (3) 「９ 事故発生後の処置（７、１０、１２、１８及び２０行目の不開示部分）」、「１０ 事故発生までの学校の指導」、「１２ 今後の対策」及び「１３ その他の参考事項（５、６及び９行目の不開示部分を除く）」の不開示部分について

上記情報については、前記（１）イに記載したのと同じ理由により、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、開示すべきである。

6 対象文書４

- (1) 学校番号、文書記号・番号、学校名、校長名、文書施行月日、受付月日、発生日時、発生場所、当事者の氏名・年齢・教科等・住所及び当該生徒の科・学年・氏名・住所・保護者氏名について

上記情報のうち、当該生徒の科・学年・氏名・住所・保護者氏名は、一連の情報として事故の相手方等である当該生徒等の氏名など特定の個人を識別することができるものと認められ、条例８条２号本文前段に該当する。

学校名、発生日時、発生場所及び当事者の氏名・年齢・教科等・住所は、本件決定において既に「６ 事故の程度」、「Ⅱ 事故の状況」及び「Ⅲ 事故の処置など」の多くの情報が開示されていることなどから、当該情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。また、学校番号、文書記号・番号及び校長名は、当該情報を公にすることにより学校名が判明するため、学校名と同様の情報と認められる。よって、これらの情報は、いずれも条例８条２号本文前段に該当する。

一方、文書施行月日及び受付月日は、事故報告書が事故発生から期間を経て報告される場合もあることからすると、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、条例８条２号には該当せず、開示すべきである。

- (2) 「６ 事故の程度」、「７ 事故の状況及び原因」及び「１３ その他の参考事項（５ないし８行目）」の不開示部分について

上記情報は事故の詳細であり、事故の相手方等にとって通常他人に知られたくない情報としてプライバシー保護の必要性が高いものと認められ、当該情報を公にすることにより、事故の相手方等の個人を識別することはできないが、なお同個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文後段に該当する。

- (3)「9 事故発生後の処置」、「10 事故発生までの学校の指導」、「11 校長の意見」及び「13 その他の参考事項（2及び9行目）」の不開示部分について

上記情報については、本件決定において既に「6 事故の程度」、「II 事故の状況」及び「III 事故の処置など」の多くの情報が開示されていることなどから、これらの情報を公にすることで、関係者等が他の情報と照合することにより、事故の相手方等を識別することができることとなる相当程度の可能性があるものと認められる。よって、当該情報は条例8条2号本文前段に該当する。

- (4)「12 今後の対策」の不開示部分について

上記情報は、一般的な学校行事に関する情報であり、これらを公にしても、他の情報と照合することにより、関係者等であっても事故の相手方等を識別することはできず、また、一般人が事故職員を識別することもできないものと認められるため、条例8条2号には該当せず、開示すべきである。

7 審査請求人の主張について

- (1) 理由付記について

審査請求人は、本件決定は理由付記に不備があると主張する。しかし、本件決定の決定書には、開示しない部分と当該部分が条例8条2号に該当する旨の理由が開示しない部分ごとに具体的に記載されており、処分の原因となる事実、根拠法条及びいかなる理由に基づいて当該処分が選択されたのかが、これらの記載から明らかとなっている。よって、本件決定の理由付記に不備があるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

- (2) 対象文書1の当事者氏名について

審査請求人は、新聞報道により対象文書1の当事者Aの氏名が条例8条2号イに該当するので開示すべきとし、実施機関の記者発表資料の中に懲戒免職処分を受けたにも関わらず氏名非公表の者が他に存在したことを指摘し、Aの氏名は慣行として公にされた情報であるため、実施機関が同資料で実名を公表したものである旨主張している。

しかし、実施機関が定める「職員の懲戒処分等に関する公表基準」によれば、

被害者の権利利益保護のため、やむを得ない場合を除き、懲戒免職処分 of 被処分者の氏名は公表するものとされている。したがって、この基準に基づき懲戒処分に際して氏名が公表されたとしても、そのことと当該氏名が慣行として公にされた情報であることとの間に関係はないから、審査請求人の当該主張は適切ではない。

また、審査請求人は新聞報道についても主張しているが、仮に、Aの氏名が報道された事実があったとしても、それはあくまで、それぞれの取材に基づき報道等がなされたものであって、それによりAの氏名が直ちに慣行として公にされた情報と認められるものではない。加えて、開示請求日である令和4年10月3日の時点でAの懲戒処分はまだ決まっておらず、Aの氏名が実施機関等により報道機関等へ公表された事実も認められない。

以上のとおり、Aの氏名は条例8条2号イに該当するものとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

(3) その他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、前述した当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

8 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に記載した各情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 1月13日	諮問書の受理
令和5年 2月 3日	反論書の受理
令和8年 4月30日	審議
令和8年 5月25日	審議
令和8年 6月30日	審議

別表

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
1	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名	学校名、校長名
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	相手側の情報	前半の不開示部分
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生後の 処置	事故の内容	事故の内容（2行目の不開示部分を除く）
	10 事故発生ま での学校の指導	事故の内容	事故の内容
	13 その他の参 考事項	事故の内容	事故の内容
2	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 事故の程度	事故の内容	
	6 事故の状況及び原因	事故の内容	
	8 事故発生時の 処置	事故の内容	
	9 事故発生ま での学校の指導	事故の内容	
	11 今後の対策	事故の内容	4行目の不開示部分
	12 その他の参	事故の内容	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	考事項		
3	学校番号	番号	番号
	文書記号等	文書記号、番号	文書記号、番号
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名	学校名、校長名
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 相手側	相手側の情報	各欄前半の不開示部分
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生後の 処置	事故の内容	事故の内容（7、10、12、 18及び20行目の不開示部分）
	10 事故発生ま での学校の指導	事故の内容	事故の内容
	12 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	13 その他の参 考事項	事故の内容	事故の内容（5、6及び9行目 の不開示部分を除く）
4	学校番号	番号	
	文書記号等	文書記号、番号	
	施行年月日等	月日、受付月日	月日、受付月日
	学校名等	学校名、校長名	
	2 発生日時	月日	
	3 発生場所	場所	
	4 当事者	氏名、年齢、教科等、住所	
	5 当該生徒	科、学年、氏名、住所、保護 者氏名	
	6 事故の程度	事故の内容	
	7 事故の状況及び原因	事故の内容	
	9 事故発生後の 処置	事故の内容	
	10 事故発生ま での学校の指導	事故の内容	

対象 文書	欄名	不開示部分	開示すべき部分
	1 1 校長の意見	事故の内容	
	1 2 今後の対策	事故の内容	事故の内容
	1 3 その他の参考事項	事故の内容	

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安 藤 な つ き	弁護士	
伊 藤 義 文	弁護士	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)